

2005年12月2日

北海道知事

高橋はるみ 様

北海道平和運動フォーラム

代 表 杉山さかえ

代 表 江本 秀春

代 表 小林 雪夫

## 幌延深地層研究センターに関する要望書

日頃、道民生活・福祉の向上に向けご尽力されていることに対し心より敬意を表します。

さて、去る11月9日、日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」）は、幌延深地層研究センターの地下施設建設に着手しました。しかし、新聞でも報道されたように、2004年に建設地の土壌からカドミウム・砒素など基準値を上回る5種類の有害物質が検出されていたことが明るみとなりました。原子力機構の説明によると「自然的要因であり、土壌汚染対策法の適用外である」「道および幌延町には昨年4月、5月に報告しており、法的に問題がないことを確認している」また、「土壌汚染対策法の適用外であるが、この法に基づく管理方法を選択し、現在工事に着手している」とのことです。土壌汚染対策法に基づく管理方法を選択したことは評価できるものの、肝心な地元住民への説明責任を怠ったことは、協定書第6条「積極的に情報公開に努めるものとする」との約束を反故にするものといわざるを得ません。

こうした点に鑑み、下記の2点を要望いたします。

### 記

- 1 道は、日本原子力研究開発機構に対し、基準値を上回る有害物質が検出された事に関する住民説明を行うよう指導されたい。
- 2 本年10月、「核燃料サイクル開発機構」が、「日本原子力研究開発機構」へと組織統合されたが、平成12年に締結された協定書は存続するものであることを改めて表明されたい。

以 上